

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年 2月26日
【会社名】	エルナー株式会社
【英訳名】	ELNA CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 山崎 真哉
【本店の所在の場所】	神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目 8番11号
【電話番号】	045-470-7253
【事務連絡者氏名】	取締役上席執行役員財務経理部長 安藤 正直
【最寄りの連絡場所】	神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目 8番11号
【電話番号】	045-470-7253
【事務連絡者氏名】	取締役上席執行役員財務経理部長 安藤 正直
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 5,000,060,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2番 1号)

## 第一部 【証券情報】

### 第1 【募集要項】

#### 1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	76,924,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない提出会社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は1,000株であります。

(注) 1 本有価証券届出書に係る新株式発行(以下「本第三者割当増資」といいます。)は、平成30年3月29日開催予定の定時株主総会(以下「本定時株主総会」といいます。)特別決議において、本第三者割当増資についての議案の承認を得られることを条件として、平成30年2月26日(月)開催の取締役会において決議しております。なお、本定時株主総会特別決議は、会社法第206条の2第4項の定める株主総会決議による承認を兼ねるものであります。

#### 2 振替機関の名称及び住所

振替機関名称 株式会社証券保管振替機構

振替機関住所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

#### 2 【株式募集の方法及び条件】

##### (1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	76,924,000株	5,000,060,000	2,500,030,000
一般募集	-	-	-
計(総発行株式)	76,924,000株	5,000,060,000	2,500,030,000

(注) 1 第三者割当の方法によります。

2 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金は2,500,030,000円であります。

##### (2) 【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期間
65	32.5	1,000株	平成30年4月3日(火) ~ 平成30年4月9日(月)	-	平成30年4月3日(火) ~ 平成30年4月9日(月)

(注) 1 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2 発行価格は、会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。

3 申込みの方法は、本第三者割当の割当予定先との間で上記申込期間内に総数引受契約を締結し、払込期日後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払込むものとし、

4 払込期間までに、本第三者割当の割当予定先との間で総数引受契約を締結しない場合は、本第三者割当増資は行われないうこととなります。

##### (3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
エルナー株式会社 管理部	神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目8番11号

##### (4) 【払込取扱場所】

店名	所在地

株式会社みずほ銀行 内幸町営業部	東京都千代田区大手町1丁目5番5号
------------------	-------------------

### 3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

### 4 【新規発行による手取金の使途】

#### (1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
5,000,060,000円	40,000,000円	4,960,060,000円

(注) 1. 払込金額の総額(発行価額の総額)、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は、第三者割当による新株式発行によるものであり、発行諸費用の概算額の内訳は、フィナンシャルアドバイザー手数料20,000,000円、登記関連費用1,000,000円、弁護士費用他その他諸費用19,000,000円です。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

#### (2) 【手取金の使途】

本第三者割当増資は、割当予定先である太陽誘電株式会社(以下、「太陽誘電」という。)との関係を強化することによる当社の企業価値向上を図ること、及び、調達した資金の活用による当社の収益力の改善及び財務体質の安定の実現を目的としており(詳細については「第3 第三者割当の場合の特記事項 6 大規模な第三者割当の必要性 (1) 大規模な第三者割当を行うこととした理由」を参照ください。)、手取金の使途としては、概算で以下のとおり予定しております。なお、実際の支出予定時期までは安全性の高い預金口座等にて管理する予定です。

具体的な使途	金額(円)	支出予定時期
エルナー東北㈱における導電性高分子ハイブリッドアルミ電解コンデンサの増産設備、開発及び製造設備の合理化投資	1,500,060,000	平成30年4月～平成33年3月
ELNA-SONIC, SDN. BHD. (マレーシア)における表面実装タイプ耐振動性大形アルミ電解コンデンサの増産設備他製造設備の合理化投資	600,000,000	平成30年4月～平成33年3月
TANIN ELNA CO., LTD. (タイ国)における車載向けアルミ電解コンデンサの増産設備他製造設備の合理化投資	1,200,000,000	平成30年4月～平成33年3月
コンデンサ製品の生産が拡大することに伴う材料購入や人件費及び経費増加の支払いにあてるための運転資金(注2)	1,660,000,000	平成30年4月～平成33年3月

(注) 1. 平成29年4月の南通江海電容器股份有限公司への第三者割当増資以降、先進運転支援システムなどによる電装化率上昇や環境対応ニーズの高まりからPHVやEV車が増加傾向にあり、車載市場向けに成長が期待される導電性高分子ハイブリッドアルミ電解コンデンサのほか、車載向けコンデンサ製品の需要が増加してきております。平成30年2月26日付の太陽誘電との資本業務提携において、生産設備の高度化、優れた性能の製品開発、導電性高分子ハイブリッドアルミ電解コンデンサ等の開発及び量産体制の構築を進め、当社は太陽誘電のグローバルな販売網を活用し拡販を図ることを合意したことにより、資本業務提携の目的を達成するため追加のコンデンサ製造設備への増産投資及び開発・合理化投資に充当する予定です。

2. 車載市場向けに製品需要が拡大していることより、コンデンサ製品の生産が拡大することに伴う材料購入(アルミ箔やアルミケースなど)や人件費及び経費増加の支払いにあてるための運転資金へ充当する予定です。

## 第2 【売出要項】

該当事項はありません。

## 第3 【第三者割当の場合の特記事項】

## 1 【割当予定先の状況】

a. 割当予定先の概要	名称	太陽誘電株式会社	
	本店の所在地	東京都中央区京橋2丁目7番19号	
	届出書の提出日において既に提出されている当該割当予定先の直近の有価証券報告書等の提出日	(有価証券報告書) 事業年度第76期 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日) 平成29年6月29日 関東財務局長に提出  (四半期報告書) 事業年度第77期第1四半期 (自平成29年4月1日 至平成29年6月30日) 平成29年8月9日 関東財務局長に提出  事業年度第77期第2四半期 (自平成29年7月1日 至平成29年9月30日) 平成29年11月14日 関東財務局長に提出  事業年度第77期第3四半期 (自平成29年10月1日 至平成29年12月31日) 平成30年2月14日 関東財務局長に提出	
b. 提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当なし
		割当予定先が保有している当社の株式の数	15,000,000株
	人事関係	社外取締役1名の派遣を受けている	
	資金関係	該当事項なし	
	技術又は取引等の関係	アルミ電解コンデンサ、電機二重層コンデンサなどの当社の製品を太陽誘電の販売網を利用して販売しております。	

(注) 割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との間の関係は平成30年2月26日現在におけるものです。

## c. 割当予定先の選定理由

当社は、コンデンサ事業とプリント回路事業を営んでおります。コンデンサ事業は、安定した収益を継続的に計上しているものの、プリント回路事業におきましては、価格競争の激化、原材料価格の上昇や、海外工場における生産設備のトラブルなどから、営業赤字が継続しており、抜本的な収益改善が喫緊の課題となっております。こうしたプリント回路事業の不振を起因とする厳しい収益性からの脱却を目指し、平成30年3月29日定時株主総会において承認されることを条件に、平成30年2月22日開催の取締役会において、当社の完全子会社であるエルナープリントドサーキット株式会社(以下、「EPC」という。)及びEPCの子会社であるELNA PCB (M) SDN. BHD.が営むプリント配線板の製造・販売事業(以下、「対象事業」という。)に関して、当社とGLOBAL BRANDS MANUFACTURE LIMITED(以下、「GBM」という。)との間で業務提携・協力関係を構築し、合併事業化することを目的として、合併事業の対象となる事業をEPCに集約するため、当社にて運営する対象事業の販売部門及び当社が保有・管理する滋賀不動産に関連する資産債務を、EPCに承継させる吸収分割(以下、「本会社分割」という。)、及びEPCが運営する白河工場に係る資産債務並びにエルナー松本株式会社における株式を、当社に承継させる吸収分割(以下、「本会社分割」といい、本会社分割、本会社分割を併せて「本組織再編」という。)を実施した後、EPCがGBMを引受先とする第三者割当増資(以下、「本子会社第三者割当増資」という。)を行うことを決議いたしました(詳細については、平成30年2月22日付けの「プリント配線板事業の合併事業化を目的としたグループ内の組織再編(子会社との吸収分割)及び連結子会社の異動を伴う子会社による第三者割当増資に関するお知らせ」及び「第三部 追完情報 3 臨時報告書の提出(平成30年2月22日提出の臨時報告書)」を参照ください。)。本子会社第三者割当増資により、EPCは、当社の連結子会社から持分法適用関連会社へ異動する予定です。本組織再編及び本子会社第三者割当増資により、当社は中長期的には収益性の改善が期待されるものの、平成30年2月22日付けの「(訂正・数値データ訂正)修正後発事象発生に伴う「平成29年12月期決算短信〔日本基準〕(連結)」の一部訂正について」の通り、本組織再編に係る損失1,188百万円並びに当社は独占禁止法の疑いがあるとして調査を受けており、シンガポール及び米国における罰金・制裁金損失の決定額(詳細については「第三部 追完情報 3 臨時報告書の提出(平成30年2月1日提出の臨時報告書)」を参照ください。))及び弁護士費用を含めた独占禁止法関連損失399百万円を特別損失に計上した影響などから、当社は平成29年12月期連結会計年度末において906百万円の債務超過となり、有価証券上場規程第601条第1項第5号(債務超過)に定める上場廃止基準に係る猶予期間入り銘柄となる見込みです。また、金融機関と締結しておりますシンジケーション方式による金銭消費貸借契約における財務制限条項に抵触していることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象ないし状況が存在しております。また、コンデンサ事業は、グローバルに展開する欧米のtier1との取引を主力として車載関連への販売の割合が高く、世界の自動車生産は拡大が見込めることに加え、先進運転支援システムなどによる電装化率上昇や環境対応ニーズの高まりからPHVやEV車の増加により、コンデンサ製品の需要拡大が続いていることから今後の成長が見込める一方で、その需要を取り込み、車載向け導電性高分子ハイブリッドアルミ電解コンデンサ及び表面実装タイプ耐振動大形アルミ電解コンデンサや大形アルミ電解コンデンサの増産及び開発投資を実施するための設備投資資金や増産に伴う運転資金の確保が課題となっております。このように、早期の債務超過の解消が必要不可欠な状況であり、財務体質の強化及び今後成長の見込めるコンデンサ事業への設備投資資金や運転資金の確保が課題となっております。

しかしながら、当社を取り巻く現在の経営環境及び当社の財政状態に鑑み、公募増資や金融機関からの借入れによる資金調達は極めて厳しい状況にあります。早期の債務超過の解消が必要不可欠であるため資本性の資金調達が必要であるという当社が置かれた状況を勘案いたしますと、これらに要する資本性の資金を機動的に調達できる手段としては、第三者割当の方法が最善の手段であると判断し、当社の筆頭株主でありコンデンサ事業において資本業務提携をおこなっている太陽誘電と協議・交渉をして参りました。

太陽誘電は、積層セラミックコンデンサやインダクタ、モバイル通信用デバイス(FBAR/SAW)、回路製品などを中心とした事業展開を行っており、それらの商品は主に、スマートフォンやパソコンなどのさまざまなIT、エレクトロニクス機器に搭載されています。特に、近年は、さらなる広がりや成長が期待されている自動車、産業機器、ヘルスケア、環境エネルギー市場における採用強化を目指した事業展開にも注力しています。

平成26年11月14日、当社と太陽誘電はグローバルに車載関連、産業機器、環境エネルギー市場向けビジネスを加速していくに当たり、製品及び販路における補完関係が強い太陽誘電との間で、資本業務提携契約を締結して、太陽誘電は当社のA種優先株式15,000,000株(平成27年12月16日付けで、太陽誘電が普通株式への転換請求権を行使したことにより、当該A種優先株式は全て普通株式15,000,000株に転換され、太陽誘電は当該普通株式を継続して保有しております。)を日本産業第二号投資事業有限責任組合及び日本産業第二号パラレル投資事業有限責任組合から株式譲渡により取得しました。また、両社は、今後成長が見込まれる車載関連、産業機器、環境エネルギー市場に向けた電気二重層コンデンサ(以下、「EDLC」)やリチウムイオンキャパシタの生産や資材調達協力、技術・生産ノウハウの共有化、相互協力による販売拡大などにおいて協力し、市場競争力の向上と事業拡大に取り組んでまいりました。

かかる両社のシナジー効果をさらに加速させ、一層の収益力の拡大とそれに伴う企業価値拡大を達成するためには、両社の間で中長期的且つ、全社的な共通戦略をベースに業務推進を行うことが必要であり、そのためには、両社間の資本関係をより一層強固なものとするのが最も有効な手段であるとの結論に達しました。

早期の債務超過解消及び財務体質の強化並びに設備投資資金及び運転資金の確保が必要な状況の下、財政状態の改善だけでなく事業面でのシナジー効果から収益力の改善による企業価値向上にも資することが見込める、太陽誘電を割当予定先として選定し、平成30年2月26日付で新たに資本業務提携契約(以下、「本資本業務提携契約」という。)を締結しました

本資本業務提携契約につきましては、以下の内容にて平成30年2月26日付けで締結する予定です。

#### (1) 本資本業務提携の目的

当社及び太陽誘電は、お互いの有する経営資源を有効活用し補完していくことにより、グローバルに事業を拡大し、それぞれの企業価値の最大化を図ることを目的とします。

#### (2) 業務提携の内容

当社及び太陽誘電は、上記(1)の目的を達成するため、以下に掲げる基本方針に基づいて、業務提携を推進します。なお、業務提携の具体的内容については、別途両者の合意により決定することとなります。

##### EDLC及びリチウムイオンキャパシタの共同開発・生産、資材調達協力

- 1) EDLC及びリチウムイオンキャパシタは、自動車における駆動エネルギーの電気化の進行に伴い、リチウムイオン電池の補完製品として大きな成長が期待される。EDLC及びリチウムイオンキャパシタに関しては、太陽誘電はEDLC及び積層形のリチウムイオンキャパシタに関する技術を持つ一方、当社は捲回形のEDLC及びリチウムイオンキャパシタに関する技術を持つ。両者は、相互に相手方の持つ上記各技術を活用し、車載用並びに産業機器用EDLC及びリチウムイオンキャパシタの開発を加速する。
- 2) 両者は、それぞれ開発を進めている小型EDLC及び小型リチウムイオンキャパシタにつき、両者の協業による高性能化、生産性向上を盛り込んだ量産化を促進する。
- 3) 当社は、太陽誘電が技術を持つEDLC及びリチウムイオンキャパシタの生産を受託する。

##### コンデンサ事業における技術・生産ノウハウの共有化

- 1) 当社は、太陽誘電の持つ豊富なシステムエンジニア及びそのノウハウを活用し、生産設備の高度化を図ると共に、将来的には太陽誘電の持つ素材技術を活用し、優れた性能の製品を開発する。
- 2) 太陽誘電は、当社の持つ車載向け品質管理ノウハウ及び生産管理ノウハウを活用し、自社の高性能製品を車載向け製品として改良する。

##### 太陽誘電と当社の相互協力による販売拡大

- 1) 太陽誘電は、当社の持つコンデンサ事業における車載海外販売網を活用し、自社製品の拡販を図る。
- 2) 当社は、太陽誘電の持つグローバルな販売網を活用し、自社製品の拡販を図る。
- 3) 当社は、今後車載市場向けに成長が期待される、導電性高分子ハイブリッドアルミ電解コンデンサの開発及び量産体制を構築し、当社の持つ車載海外販売網及び太陽誘電の持つグローバルな販売網を活用して当該製品の拡販を図る。

### (3) 資本提携の内容

当社は、本第三者割当増資により、太陽誘電に当社普通株式76,924,000株を割り当てます。本第三者割当増資の詳細は、下記「第1 募集要項」をご参照ください。

但し、太陽誘電による本第三者割当増資の引受けは、払込期間内において実際の払込が行われる日(以下、「本払込日」という。)において、当社の表明保証が真実かつ正確であること、当社が本払込日までに履行すべき義務を履行していること、当社が、本第三者割当増資の実施に際して法令等及び社内規則上必要な手続を本払込日までに完了していること、本定時株主総会において本第三者割当増資に係る有利発行決議が得られていること、本第三者割当増資に係る有価証券届出書が提出され、その効力が発生していること、当社の子会社であるEPCの普通株式のGBMによる引受けに関する契約が締結され、当該契約に基づき引受けの実施及びプリント回路事業における吸収分割による当社のグループ内再編が全て完了していること、本第三者割当増資に関する公正取引委員会への届出後、待機期間が経過し、かつ公正取引委員会から排除措置命令を行わない旨の通知書が太陽誘電に交付されていること、本資本業務提携契約締結日における当社のコンデンサカルテルに係る海外競争当局又は司法当局による調査、審理及び処分並びに訴訟等の状況又は見込みと本払込日におけるこれらの状況又は見込みに齟齬がないこと、当社と太陽誘電の資本業務提携の実施を制限又は禁止する関係当局等の判断等がなされていないこと、本第三者割当増資に係る太陽誘電の引受けの判断等に重大な悪影響を与える可能性のある事由又は事象が発生又は判明していないこと、並びに本資本業務提携契約の目的を達成することが不可能又は困難となるような天災地変その他の事象が生じていないことを条件とされており

### (4) 役員の派遣

当社及び太陽誘電は、本資本業務提携契約の有効期間中、当社の取締役会の構成員を5名とし、太陽誘電が2名の指名権を有すること、また太陽誘電が指名権を有する2名以外の2名を社外取締役とすることを確認しております。また、当社は、本資本業務提携契約締結後、速やかに(遅くとも平成30年5月末日までに)臨時株主総会を招集し、太陽誘電が指名する取締役候補者を取締役に選任するための取締役選任議案を当該臨時株主総会に上程する義務及び、当該臨時株主総会後かつ本資本業務提携契約の期間中、太陽誘電が指名権を行使した取締役候補者を取締役に選任するための取締役選任議案を、定時又は臨時株主総会に上程する義務を負っております。

#### d . 割り当てようとする株式の数

当社普通株式 76,924,000株

#### e . 株券等の保有方針

割当予定先からは、本第三者割当増資により割り当てる株式の保有方針について、中長期的に保有する意向であることを口頭において確認しております。

また、当社は、割当予定先との間において、割当予定先が割当株式について割当日より2年以内に全部又は一部を譲渡した場合には、譲渡を受けた者の氏名又は名称及び譲渡株式数等の内容を直ちに当社へ書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)に報告すること、並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定であります。

#### f . 払込みに要する資金等の状況

当社は、本第三者割当増資に係る払込みについては、太陽誘電が関東財務局長に提出した直近の第77期第3四半期報告書(平成30年2月14日提出)に記載の四半期連結貸借対照表の現金及び預金の額(42,733百万円)が、払込総額に相当する金額約5,000百万円を十分に上回っていることを確認した上で、本第三者割当増資に係る払込みの確実性に問題はないものと判断しております。

## g．割当予定先の実態

太陽誘電は当社のその他の関係会社に該当し、東京証券取引所に上場していること並びに太陽誘電が当該証券取引所に提出している直近の「コーポレート・ガバナンス報告書」（平成29年11月10日提出）の「内部統制システム等に関する事項 2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況」に記載された反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況を確認することにより、太陽誘電並びに太陽誘電の役員、主要株主及び関係会社が反社会的勢力等との関係を有していないものと判断し、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しております。

## h．特定引受人に関する事項

本第三者割当増資による新株式の発行株式の総数76,924,000株に係る議決権数は76,924個であり、太陽誘電が同新株を全て引き受けた場合、太陽誘電は、当社の総議決権数の63.78%を保有することとなり、会社法第206条の2第1項に定める特定引受人に該当します。以下は、同項及び会社法施行規則第42条の2に定める通知事項です。

(a) 特定引受人の氏名又は名称及び住所	太陽誘電株式会社 東京都中央区京橋2丁目7番19号
(b) 特定引受人がその引き受けた募集株式の株主となった場合に有することとなる議決権の数	91,924個
(c) 上記(b)の募集株式に係る議決権の数	76,924個
(d) 募集株式の引受人の全員がその引き受けた募集株式の株主となった場合における総株主の議決権の数	144,128個
(e) 特定引受人に対する募集株式の割当てに関する取締役会の判断及びその理由	後記「6 大規模な第三者割当の必要性 (1) 大規模な第三者割当を行うこととした理由及び(2) 大規模な第三者割当による既存株主への影響についての取締役会の判断の内容」をご参照ください。
(f) 上記(e)の取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合には、その意見	取締役会の判断は、社外取締役の意見と異なります。
(g) 特定引受人に対する募集株式の割当てに関する監査役の意見	後記「6 大規模な第三者割当の必要性 (3) 大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程」をご参照ください。

## 2 【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

## 3 【発行条件に関する事項】

発行価格の算定根拠及びその具体的内容

当社の現在の状況は、コンデンサ事業はグローバルに展開する欧米のtier1との取引を主力として車載関連への販売の割合が高く、同業他社に比しても高い営業利益率と安定した利益を継続的に計上しております。一方で、プリント回路事業の業績不振による赤字及びコンデンサ事業における独占禁止法に係る弁護士費用や課徴金の特別損失の計上などにより5期連続の最終赤字を計上しています。加えて、平成30年2月22日付けの「(訂正・数値データ訂正) 修正後発事象発生に伴う「平成29年12月期決算短信〔日本基準〕(連結)の一部訂正について」の通り今後の収益の抜本的な改善を図るためのプリント回路事業の組織再編に伴う多額の損失を計上するため、当社は債務超過となり、当社株式は上場廃止の猶予期間入りしており、早急な自己資本の改善が必要な状況となっております。更に、当社は独占禁止法の疑いがあるとして、当社を含め対象となったコンデンサ製造販売会社が調査を受けており、シンガポール及び米国における罰金・制裁金損失が決定しております。台湾においては決定額に対し不服裁判所へ申立てを行い係争中であり、今後も本件に係る複数の国において賠償金や、それに関する弁護士費用の負担などの損失が発生する恐れがあります。



かかる状況下、当社の筆頭株主である太陽誘電に対し、プリント回路事業の再編後のコンデンサ事業の計画を提示・説明するとともに、平成29年12月中旬に本第三者割当増資に係る資本支援を要請いたしました。当該要請後、太陽誘電は平成30年1月11日より、当社に係る限定的なデュー・デリジェンスを行い、プリント配線板事業の組織再編(詳細については、平成30年2月22日付けの「プリント配線板事業の合併事業化を目的としたグループ内の組織再編(子会社との吸収分割)及び連結子会社の異動を伴う子会社による第三者割当増資に関するお知らせ」及び「第三部 追完情報 3 臨時報告書の提出(平成30年2月22日提出の臨時報告書)」を参照ください。)後の当社の事業価値及び当社との資本業務提携によるシナジー効果を高く評価しているものの、当社が債務超過であること並びに今後のコンデンサ事業の拡大の為には設備投資資金・運転資金といったコスト負担が生じることに加え、独占禁止法関連の損失の発生リスクが存在することを踏まえ、平成30年2月13日、本組織再編の条件如何によって提案価額に変動がありうることを前提に、当社に対して1株あたり60円ないし70円の発行価額にて総額50億円程度の引受けを行うことを検討している旨の初期的な提案を行いました。その後、本組織再編において、EPCが承継する権利義務及び当社が承継する権利義務その他の条件等が明らかとなったことに伴い、平成30年2月22日、一株当たり65円とする最終提案を受けました。当社としては、太陽誘電以外に同程度の規模の増資の引受け先が存在せず他に現実的なより良い資金調達方法はないこと、太陽誘電に新株式の引受けがなされなければ債務超過の解消が困難であり、ひいては上場廃止となる懸念も否定できないこと、増資により運転資金を確保することで事業を継続することが可能となること、当社において金融機関等からの与信力の向上が期待できること、コンデンサ事業に積極的な設備投資を行うことで企業価値の向上も望めること等を総合的に勘案した結果、当該発行価額による第三者割当増資の実行には合理性があり、株主の皆様のご理解が得られるものと判断し発行価額1株当たり65円として第三者割当を行うことを決定致しました。

なお、本株式の発行価額については、本第三者割当増資に係る取締役会決議日の直前営業日の終値101円からディスカウント率35.64%(小数点以下第三位を四捨五入。本項において以下同様の箇所は全て同様です。)、直前営業日までの過去1ヶ月間の終値の平均値110円(円未満切上げ)からディスカウント率40.91%、直前営業日までの過去3ヶ月間の終値の平均値117円(円未満切上げ)からディスカウント率44.44%、直前営業日までの過去6ヶ月間の終値の平均値117円(円未満切上げ)からディスカウント率44.44%となり、有利発行に該当すると判断されることから、平成30年3月29日開催予定の本定時株主総会において、本株式の発行に関する議案について、特別決議による承認を得ることを条件としております。

#### 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本第三者割当増資により、割当予定先に対して割り当てる当社普通株式の数量76,924,000株は、平成29年12月31日現在の当社普通株式の発行済株式総数67,279,458株に対して114.34%(議決権総数67,204個に対する割合114.46%)に相当し、既存株主の皆様に対して25%以上となる大規模な株式の希薄化が生じることとなります。

しかしながら、当社はプリント回路事業における本組織再編に係る損失並びにコンデンサ事業における独占禁止法に係る弁護士費用を特別損失に計上した影響などから、平成29年12月期連結会計期間末において906百万円の債務超過となったことから、有価証券上場規定第601条第1項第5号(債務超過)に定める上場廃止基準に係る猶予期間入り銘柄となる見込みです。また、金融機関と締結しておりますシンジケーション方式による金銭消費貸借契約における財務制限条項に抵触していることから、継続企業の前提に重要な事象が疑義を生じさせるような状況が存在しております。このように、早期の債務超過の解消が必要不可欠な状況であり、財務体質の強化ひいては今後成長の見込めるコンデンサ事業への設備投資資金や運転資金の確保が課題となっております。

このような状況の下、本第三者割当増資から財務体質を強化することにより上場を維持し、太陽誘電との関係強化及び、設備投資資金、運転資金を確保することによる収益力の改善をはかることは、会社の信用回復になり、既存取引先及び新規取引先との取引拡大に繋がり、当社の業績拡大、ひいては企業価値向上に寄与するものと考えております。かかる企業価値の向上は、株式の希薄化により損害を被る既存株主の皆様利益保護につながるものと考えており、本件第三者割当による発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断しております。

#### 4 【大規模な第三者割当に関する事項】

本第三者割当増資により新株式が76,924,000株発行され、平成29年12月31日現在の当社の発行済株式総数67,279,458株の114.34%(平成29年12月31日現在の議決権総数67,204個に対する比率は114.46%)となります。

したがって、今回の本第三者割当による希薄化率が25%以上となることから、「企業内容等の開示に関する内閣府令 第2号様式 記載上の注意(23-6)」に規定する大規模な第三者割当に該当いたします。また、本第三者割当増資により発行する新株式76,924,000株を割当予定先に割り当てることにより、本第三者割当増資後の割当予定先の保有する議決権数の総議決権数に占める割合は63.78%となり、割当予定先は当社の支配株主となることから、本第三者割当増資は支配株主の異動にも該当することとなります。

#### 5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数 に対する所有 議決権数 の割合(%)	割当後の 所有株式数 (千株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)
太陽誘電株式会社	東京都台東区上野 6 丁目16番20号	15,000	22.32	91,924	63.78%
南通江海電容器股份有限公司	中華人民共和国 江蘇省南通市平潮鎮通揚南路79号	10,638	15.83	10,638	7.38%
旭硝子株式会社	東京都千代田区丸の内 1 丁目 5 番 1 号	6,653	9.90	6,653	4.62%
伯東株式会社	東京都新宿区新宿 1 丁目 1 番13号	1,738	2.59	1,738	1.21%
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町 1 丁目 5 番 5 号	1,256	1.87	1,256	0.87%
新木産業株式会社	滋賀県長浜市高月町森本95番地	591	0.88	591	0.41%
藍澤證券株式会社	東京都中央区晴海 1 丁目8番12号	537	0.80	537	0.37%
東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区丸の内 1 丁目 2 番 1 号	500	0.74	500	0.35%
松井証券株式会社	東京都千代田区麹町 1 丁目 4 番地	405	0.60	405	0.28%
康 祐文	東京都豊島区	399	0.59	399	0.28%
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内 1 丁目 9 番 1 号	388	0.58	388	0.27%
計	-	38,105	56.70	115,029	79.81

(注) 1. 割当前の所有株式数及び総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成29年12月31日現在における株主名簿に基づき記載しております。

2. 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、割当後の所有株式数にかかる議決権の数を平成29年12月31日時点の総議決権数(67,204個)に本第三者割当増資により増加する議決権数(76,924個)を加えた数で除して算出した割合です。

3. 上記の割合は、小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。

#### 6 【大規模な第三者割当の必要性】

##### (1) 大規模な第三者割当を行うこととした理由

当社はプリント回路事業における本組織再編に係る損失並びにコンデンサ事業における独占禁止法に係る弁護士費用を特別損失に計上した影響などから、平成29年12月期連結会計年度末において906百万円の債務超過となったことから、有価証券上場規定第601条第1項第5号(債務超過)に定める上場廃止基準に係る猶予期間入り銘柄となる見込みです。また、金融機関と締結しておりますシンジケーション方式による金銭消費貸借契約における財務制限条項に抵触していることから、継続企業の前提に重要な事象が疑義を生じさせるような状況が存在しております。このように、早期の債務超過の解消が必要不可欠な状況であり、財務体質の強化ひいては今後成長の見込めるコンデンサ事業への設備投資資金や運転資金の確保が課題となっております。

当社は、「第1 募集要項 4 新規発行による手取金の使途 (2) 手取金の使途」に記載の通り車載市場向けに製品需要が拡大していることより、コンデンサ製品の生産が拡大することに伴う材料購入や人件費及び経費増加の支払にあてるための運転資金の確保、車載市場向けに需要が拡大している導電性高分子ハイブリッドアルミ電解コンデンサ及び表面実装タイプ耐振動大形アルミ電解コンデンサや大形アルミ電解コンデンサへの増産設備及び開発・合理化投資資金の確保に本第三者割当増資により調達した資金を充当する予定であります。資本増強による債務超過の解消から上場廃止を回避することに加え、太陽誘電との関係性強化及び、必要運転資金、設備投資資金を確保することにより収益力の改善を実現することにより企業価値の向上に貢献するものと考えております。太陽誘電との本業務提携を通じた事業面でのシナジー効果から、収益力の改善による企業価値向上にも資することが見込めることについては、「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況 c. 割当予定先の選定理由」も参照ください。

当社は、株主の利益に配慮しつつ、かつ目的とする資金調達の達成を目指し、様々な資金調達の方法について慎重に比較検討を進めてまいりました。その結果、株式の希薄化が生じ、株価下落の可能性があるというデメリットはあるものの、本第三者割当増資が当社にとって財政体質の強化、収益力の改善のために必要とする資金を一度に調達できる最適な資金調達方法であると判断いたしました。

以下は、本第三者割当増資を資金調達方法として選択した具体的な検討内容です。

金融機関からの借入については、本資金調達が自己資本の増加による債務超過の解消を目的としているため、不適切であると判断いたしました。

普通社債の発行に関しましては、と同様の理由で不適切であると判断いたしました。

公募増資及び株主割当による新株式発行は、本第三者割当増資と同様に資金調達が一度に可能となるものの公募増資では一般投資家の参加率、株主割当では既存株主の参加率が不透明であり、当社が再建に必要とする資金を迅速かつ確実に調達する手法としては適切ではないと判断いたしました。

ライツ・イシューを含む新株予約権の発行に関しましては、発行時点におけるまとまった資金調達ができず、また、当社の株価水準によっては行使が行われないため、当社が再建に必要とする資金を迅速かつ確実に調達できない恐れがあり、今回の資金調達方法としては適切ではないと判断いたしました。

新株予約権(行使価額修正条項付新株予約権)及び転換社債型新株予約権付社債の発行は、当社の株価水準によっては行使が行われず、目的とする自己資本の増加を達成できない恐れがあり、今回の資金調達方法としては適切ではないと判断いたしました。

## (2) 大規模な第三者割当による既存株主への影響についての取締役会の判断の内容

本第三者割当増資による募集株式の数は76,924,000株(議決権数76,924個)であり、平成29年12月31日現在の発行済株式総数67,279,458株(議決権数67,204個)に対して、114.34%の割合(議決権数における割合で114.46%)で希薄化が生じることになります。また、株主価値も希薄化し、株価も下落する可能性があります。

しかしながら、当社取締役会といたしましては、本第三者割当増資による新株式の発行により、上記「(1) 大規模な第三者割当を行うこととした理由」に記載の通り車載市場向けに製品需要が拡大していることより、コンデンサ製品の生産が拡大することに伴う材料購入や人件費及び経費増加の支払にあてるための運転資金の確保、車載市場向けに需要が拡大している導電性高分子ハイブリッドアルミ電解コンデンサ及び表面実装タイプ耐振動大形アルミ電解コンデンサや大形アルミ電解コンデンサへの増産設備及び開発・合理化投資資金の確保に本第三者割当増資により調達した資金を充当する予定です。資本増強による債務超過の解消から上場廃止を回避することに加え、太陽誘電との関係性強化及び、運転資金、設備投資資金を確保することにより収益力の改善が可能になると考えております。債務超過による上場廃止猶予期間入りが見込まれ、継続企業の前提に関する事項の注記がある状況である当社を再生させ再成長軌道に乗せていくことができるものと考えており、企業価値の向上に大いに資するものであると判断しております。他方で、本第三者割当増資による希薄化は大規模であるものの、既存株主への悪影響の程度は、本第三者割当増資によるメリットに比較して限定的なものであると判断しております。当社取締役会におけるこれらの判断に対して、社外取締役及び監査役からは特段の反対意見は表明されておりません。

(3) 大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程

当社は、財務体質の強化、収益力の改善を果たし、上場廃止の回避を実現することが喫緊の課題であり、本第三者割当増資の実行により課題の解決及び将来的な株主価値の向上を図るものと考え、本第三者割当増資の必要性について取締役会において審議いたしました。その結果、割当予定先から出資を得て、債務超過を解消し、上場廃止の回避を果たすと同時に収益力の改善を行うことで、既存株主の皆様の利益保護につながるものであり、本第三者割当増資の実行は、企業価値及び株主価値の最大化を図る上で、必要不可欠かつ合理的であるとの判断に至りました。

なお、本第三者割当増資は、希薄化率が25%以上となるものであるため、東京証券取引所の有価証券上場規程第432条に定める経営者から一定程度独立した第三者からの意見入手又は株主意思確認手続きが必要となります。

そのため、当社は平成30年3月29日開催予定の当社定時株主総会に本第三者割当増資に係る議案を付議することを決定し、上記の株主意思確認手続を実施いたします。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付けに関する情報】

第1 【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3 【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

## 第三部 【追完情報】

### 1 事業等のリスクについて

後記「第四部組込情報」の有価証券報告書(第81期)及び四半期報告書(第82期第3四半期)(以下「有価証券報告書等」という。)に記載された「事業等のリスク」について、以下に記載した事項を除き、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日(平成30年2月26日)までの間に生じた変更はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、以下に記載した事項を除き、当該事項は本有価証券届出書提出日(平成30年2月26日)現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

#### (法的規制によるリスク)

当社グループは、コンデンサ製品の取引に関して欧州、中国などの当局による調査を受けております。

本件について、当社は平成27年11月6日に、欧州委員会(European Commission)から、欧州における電解コンデンサの販売に関して欧州競争法違反の嫌疑に関する Statement of Objections(異議告知書)を受領しております。異議告知書とは、欧州競争法違反の疑いに関する欧州委員会の暫定的な見解を示し、当事者の意見を求めるものです。異議告知書は調査途中の文書であり、欧州委員会の最終決定ではありません。

また、平成27年12月21日に台湾の公平交易委員会(The Fair Trade Commission)より、当社に対して7,660万台湾ドル(約280百万円)の課徴金を課すとの文書を受領しておりますが、当社としましては承服し難く、平成28年2月に公正な判断を求めるため所定の裁判所において行政訴訟を提起しました。米国においては、平成28年8月19日付けで米国司法省との間で、コンデンサ事業に関して米国独占禁止法に違反したとの嫌疑について、罰金額4,000千US\$を支払うこと等に合意し、司法取引契約を締結しておりましたが、平成30年1月31日に、米国北カリフォルニア地区連邦地方裁判所において、罰金額として3,825千US\$(約432百万円)の決定がなされました。

なお、当取引に関し、米国及びカナダにおいて、CHIP-TECH,LTD.等から請求金額を特定しないまま複数のクラスアクション(集団訴訟)が提起されております。

これらの調査の結果等により、当社グループの事業、業績及び財政状況に影響を及ぼす可能性があります。

#### (継続企業の前提に関する重要事象等)

当社は、当連結会計年度において連結営業利益、連結経常利益、連結純資産の金額が一定の水準を下回ったことにより、シンジケーション方式による金銭消費貸借契約における財務制限条項に抵触しております。また、2,410百万円の親会社株主に帰属する当期純損失を計上した結果、906百万円の債務超過になっております。当該状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。当社は、当該状況を早期に解消すべく対応策として、シンジケートローンに参加する全ての金融機関より、期限の利益喪失の権利行使をしない旨の同意を得ております。また、平成30年2月26日開催の取締役会において、太陽誘電株式会社を割当予定先とする第三者割当による新株式の発行を決議し、5,000百万円の増資を予定しております。この増資が完了することにより、継続企業の前提に関する重要な疑義は解消できるものと判断しております。しかしながら、第三者割当増資は平成30年3月29日開催予定の株主総会における特別決議が必要であるため、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。なお、連結財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を連結財務諸表には反映しておりません。

## 2 資本金の増減

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書(第81期)に記載された「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況

1 株式等の状況 (5) 発行済み株式総数、資本金等の推移」に記載の資本金は、当該有価証券報告書の提出日(平成29年3月30日)以降、本有価証券届出書提出日(平成30年2月26日)までの間において、以下のとおり変化しております。

年月日	発行済み 株式総数 増減数(株)	発行済株式数 残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本金準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成29年4月24日	10,638,000	67,279,458	499	4,011	499	998

(注) 南通江海電容器股份有限公司を割当先とする第三者割当増資(発行価格94円、資本組入額47円、払込総金額999,972,000円)による増加であります。

## 3 臨時報告書の提出

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第81期事業年度)の提出日(平成29年3月30日)以後、本有価証券届出書提出日(平成30年2月26日)までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

(平成29年3月31日提出の臨時報告書)

### 1 提出理由

当社は、平成29年3月29日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

### 2 報告内容

#### (1) 株主総会が開催された年月日

平成29年3月29日

#### (2) 決議事項の内容

##### 第1号議案 共同新設分割計画承認の件

当社と当社の完全子会社であるエルナー東北株式会社が、共同新設分割により新設会社を設立し、両社のプリント配線板の製造に関する事業を新設会社へ承継することを承認する。

##### 第2号議案 取締役5名選任の件

取締役として、山崎真哉氏、安藤正直氏、村田健一郎氏、福田智光氏、篠原英美氏の5名を選任する。

##### 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役として、樋口収氏を選任する。

##### 第4号議案 監査役に対する退職慰労金制度廃止に伴う打切支給の件

風早健史氏ならびに園田了詳氏に対し、監査役退職慰労金制度廃止による打切退職手当を、当社所定の基準に従い相当額の範囲内において支給する。その具体的金額、時期、支給方法等については監査役の協議に一任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合 (%)
第1号議案 共同新設分割計画承認 の件	35,220	231	0	(注) 1	可決 99.3%
第2号議案 取締役5名選任の件					
山崎眞哉	35,114	337	0	(注) 2	可決 99.0%
安藤正直	35,157	294	0		可決 99.2%
村田健一郎	35,160	291	0		可決 99.2%
福田智光	35,120	331	0		可決 99.1%
篠原英美	35,102	349	0		可決 99.0%
第3号議案 補欠監査役1名選任の 件					
樋口収	35,197	254	0	(注) 2	可決 99.3%
第4号議案 監査役に対する退職慰 労金制度廃止に伴う打 切支給の件	35,155	286	10	(注) 3	可決 99.2%

(注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

3. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

以上

(平成29年4月7日提出の臨時報告書)

1 提出理由

当社は、平成29年4月7日の取締役会において、南通江海電容器股份有限公司(以下「南通江海電容器」という。)を割当先とする第三者割当による新株式の発行(以下「本第三者割当」という。)について決議いたしました。これにより、当社の主要株主に異動が見込まれますので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該異動に係る主要株主の氏名又は名称

主要株主となるもの 南通江海電容器股份有限公司

主要株主ではなくなるもの 旭硝子株式会社

## (2) 当該異動の前後における当該主要株主の所有議決権の数及び総株主等の議決権に対する割合

主要株主となるもの

南通江海電容器股份有限公司

	所有議決権の数	総株主等の議決権に対する割合
異動前		
異動後	10,638個	15.83%

主要株主ではなくなるもの

旭硝子株式会社

	所有議決権の数	総株主等の議決権に対する割合
異動前	6,653個	11.76%
異動後	6,653個	9.90%

(注) 異動後の総株主の議決権の数に対する割合は、平成28年12月31日現在の総株主の議決権の数(56,566個)に、新株発行により増加する議決権数(10,638個)を加えた数(67,204個)を分母として計算しております。

## (3) 当該異動の年月日

平成29年4月24日

(注) 本第三者割当に係る払込期間は平成29年4月24日～平成29年5月12日であるため、当該払込期間中の南通江海電容器から払込みが行われた日において、主要株主の異動が生じることになります。上記は平成29年4月24日に払込みが行われたと仮定した場合の異動予定日となります。

## (4) その他の事項

本報告書提出日現在の資本金の額 3,511百万円

本報告書提出日現在の発行済株式総数 56,641,458株

以上

(平成29年5月12日提出の臨時報告書)

## 1 提出理由

当社及び当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2 報告内容

## (1) 当該事象の発生日

平成29年12月期第1四半期累計期間

## (2) 当該事象の内容

当社グループは、コンデンサ製品の取引に関して欧州、中国などの競争当局による調査を受けており、各国の競争当局による調査に対応するための弁護士報酬等を独占禁止法関連損失として特別損失に計上いたします。

## (3) 当該事象の損益及び連結損益に与える影響額

平成29年12月期第1四半期において特別損失に独占禁止法関連損失として連結決算で52百万円、個別決算で42百万円計上いたしました。

以上



(平成29年 8月10日提出の臨時報告書)

## 1 提出理由

当社及び当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2 報告内容

### (1) 当該事象の発生日

平成29年12月期第2四半期累計期間

### (2) 当該事象の内容

為替差損の計上

為替相場の変動により、第2四半期累計期間において営業外費用に為替差損を連結決算で83百万円、個別決算で69百万円計上いたしました。

独占禁止法関連損失の計上

当社グループは、コンデンサ製品の取引に関して欧州、中国などの競争当局による調査を受けており、各国の競争当局による調査に対応するための弁護士報酬等を特別損失の独占禁止法関連損失として、第2四半期累計期間において連結決算で120百万円、個別決算で89百万円計上いたしました。

### (3) 当該事象の損益及び連結損益に与える影響額

平成29年12月期第2四半期累計期間の連結決算において営業外費用に為替差損83百万円、特別損失に独占禁止法関連損失120百万円計上いたしました。

平成29年12月期第2四半期累計期間の個別決算において営業外費用に為替差損69百万円、特別損失に独占禁止法関連損失89百万円計上いたしました。

以上

(平成29年 8月25日提出の臨時報告書)

## 1 提出理由

当社及び当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2 報告内容

### (1) 当該事象の発生日

平成29年12月期第3四半期累計期間

### (2) 当該事象の内容

当社は、平成29年8月24日に連結子会社のエルナー松本(株)及びELNA-SONIC SDN.BHD.より総額266百万円の配当金を受領いたしました。また、平成29年9月20日に連結子会社のエルナー東北(株)より140百万円の配当金を受領する予定です。

### (3) 当該事象の損益及び連結損益に与える影響額

当社は平成29年12月期の個別決算において、当該配当金を営業外収益に計上する予定ですが、連結子会社からの配当であるため個別決算のみの計上となり、連結業績に与える影響はございません。

以上

(平成29年11月13日提出の臨時報告書)

## 1 提出理由

当社及び当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2 報告内容

### (1) 当該事象の発生日

平成29年12月期第3四半期累計期間

### (2) 当該事象の内容

当社グループは、コンデンサ製品の取引に関して欧州、中国などの競争当局による調査を受けており、各国の競争当局による調査に対応するための弁護士報酬等を独占禁止法関連損失として特別損失に計上いたします。

### (3) 当該事象の損益及び連結損益に与える影響額

平成29年12月期第3四半期において特別損失に独占禁止法関連損失として連結決算で223百万円、個別決算で151百万円計上いたしました。

以上

(平成30年2月1日提出の臨時報告書)

## 1 提出理由

当社及び当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2 報告内容

### (1) 当該事象の発生日

平成29年12月期

### (2) 当該事象の内容

当社グループは、コンデンサ製品の取引に関して欧州、中国などの競争当局による調査を受けております。

当社の子会社であるELNA Electronics (S) Pte. Ltd.は、2014年10月、シンガポール競争法違反の疑いがあるとして、同国競争委員会(The Competition Commission of Singapore)の調査を受け、以降当社及びELNA Electronics (S) Pte. Ltd.は調査に全面的に協力してまいりましたが、2018年1月5日、コンデンサの取引の一部に関して同国競争法違反行為があったとして、同委員会から、853,227シンガポールドル(約72百万円)の制裁金の決定通知を受領いたしました。

また、当社は、米国司法省との間で同国独占禁止法に関し司法取引契約を罰金額4,000千US\$で締結しておりましたが、2018年1月31日(米国時間)に、米国北カリフォルニア地区連邦地方裁判所において、罰金額として3,825千US\$(約432百万円)の決定がなされました。

当社は、法令遵守を重要な経営課題としてコンプライアンス体制の拡充を進めてまいりましたが、今後更なる徹底を図り、皆様の信頼回復に努める所存でございます。

## (3) 当該事象の損益及び連結損益に与える影響額

平成29年12月期において、上記シンガポール競争委員会からの制裁金及び各国の競争当局による調査に対応するための弁護士報酬等を特別損失の独占禁止法関連損失として、連結決算で399百万円、個別決算で194百万円計上する見込みです。

また、上記米国独占禁止法に関する罰金額の決定に伴い、平成29年12月期連結決算において特別利益の独占禁止法関連損失戻入額として19百万円計上する見込みです。

以上

(平成30年2月9日提出の臨時報告書)

## 1 提出理由

当社及び当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2 報告内容

## (1) 当該事象の発生年月日

平成29年12月期

## (2) 当該事象の内容

為替相場の変動により、平成29年12月期連結決算において営業外収益に為替差益を計上いたします。

## (3) 当該事象の損益及び連結損益に与える影響額

平成29年12月期連結決算において、営業外収益に為替差益を133百万円計上いたします。

以上

(平成30年2月22日提出の臨時報告書)

## 1 提出理由

当社は、平成30年2月22日開催の取締役会において、平成30年4月2日(予定)を効力発生日とする当社にて運営するプリント配線板事業の販売部門及び当社が保有・管理する滋賀不動産に関連する資産債務を、当社の完全子会社であるエルナープリントドサーキット株式会社(以下、「EPC」という。)に承継させる吸収分割(以下、「本会社分割」という。)、及びEPCが運営する白河工場に係る資産債務並びにエルナー松本株式会社の株式を、当社に承継させる吸収分割(以下、「本会社分割」といい、本会社分割、本会社分割を併せて「本組織再編」という。)を決議しました。これに伴い、本会社分割及び本会社分割それぞれについて金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の規定に基づき本報告書を提出するものであります。

また、本組織再編後、EPCがGLOBAL BRANDS MANUFACTURE LIMITED(以下、「GBM」という。)を引受先とする第三者割当増資(以下、「本子会社第三者割当増資」という。)を行うことを決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

加えて、本組織再編に伴い、当社連結子会社でありますエルナー松本株式会社のプリント配線板工場を閉鎖(以下、「エルナー松本工場閉鎖」という。)することを決議しました。その結果、本組織再編及びエルナー松本工場閉鎖に伴う事業再編損失が発生し、当社の平成29年12月期において、特別損失に事業再編損失の計上をいたしますので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づき本報告書を提出するものであります。

## 2 報告内容

## 1 本会社分割

## (1) 当該吸収分割の相手会社に関する事項

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	エルナープリントドサーキット株式会社
本店の所在地	滋賀県長浜市田町30番地
代表者の氏名	南 洋一郎
資本金の額	50百万円(平成29年12月31日現在)
純資産の額	未定
総資産の額	未定
事業の内容	電子部品の製造・販売

最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益  
平成29年10月2日設立のため、確定した事業年度はありません。

大株主の名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合  
エルナー株式会社(提出会社) 100%

提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	EPCは当社及び当社完全子会社エルナー東北株式会社が100%出資して設立した連結子会社( 1 )
人的関係	EPCの取締役4名中2名は当社従業員。監査役1名中1名は当社監査役
取引関係	EPCは当社から製品の製造を受託

1. エルナー東北株式会社が保有する1.7%のEPC普通株式については、2018年1月31日付けで、当社が取得いたしました。

## (2) 当該吸収分割の目的

当社とGBMとの間で業務提携・協力関係を構築し、合併事業化することを目的として、合併事業の対象となる事業をEPCに集約するためです。

## (3) 当該吸収分割の方法、吸収分割会社となる会社に割り当てられる吸収分割承継会社となる会社の株式の数及びその他の吸収分割契約の内容

吸収分割の方法

本会社分割 は、当社を分割会社とし、EPCを承継会社とする吸収分割であります。

吸収分割会社となる会社に割り当てられる吸収分割承継会社となる会社の株式の数

当社に対し、EPCの普通株式200株を発行し、そのすべてを本承継対象権利義務に代わり交付します。

その他の吸収分割契約の内容

ア. 承継会社が承継する権利義務

EPCは効力発生日において、営業部門及び当社滋賀不動産に係る資産、債務その他の権利義務について、吸収分割契約書において定める範囲において承継いたします。

## イ．吸収分割の日程

吸収分割契約承認取締役会決議(当社及びEPC)	平成30年2月22日
吸収分割契約締結日	平成30年2月22日
吸収分割承認株主総会(EPC)	平成30年2月20日(予定)
吸収分割承認株主総会(当社)	平成30年3月29日(予定)
効力発生日	平成30年4月2日(予定)

## (4) 吸収分割に係る割当ての内容の算定根拠

承継会社は分割会社の100%出資の子会社であり、かつ本会社分割は資産及び負債を帳簿価額で承継させ、本会社分割により承継会社が発行する全株式を当社に割り当てる分社型吸収分割であることから、両社間で協議し、割り当てる株式数を決定した。

## (5) 当該吸収分割の後の吸収分割承継会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	エルナープリントドサーキット株式会社
本店の所在地	滋賀県長浜市田町30番地
代表者の氏名	南 洋一郎
資本金の額	50百万円(平成29年12月31日現在)
純資産の額	未定
総資産の額	未定
事業の内容	電子部品の製造・販売

## 2 本会社分割

## (1) 当該吸収分割の相手会社に関する事項

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	エルナープリントドサーキット株式会社
本店の所在地	滋賀県長浜市田町30番地
代表者の氏名	南 洋一郎
資本金の額	50百万円(平成29年12月31日現在)
純資産の額	未定
総資産の額	未定
事業の内容	電子部品の製造・販売

最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益  
平成29年10月2日設立のため、確定した事業年度はありません。

大株主の名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合  
エルナー株式会社(提出会社) 100%

## 提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	EPCは当社及び当社完全子会社エルナー東北株式会社が100%出資して設立した連結子会社（ 1 ）
人的関係	EPCの取締役4名中2名は当社従業員。監査役1名中1名は当社監査役
取引関係	EPCは当社から製品の製造を受託

1. エルナー東北株式会社が保有する1.7%のEPC普通株式については、2018年1月31日付けで、当社が取得いたしました。

## (2) 当該吸収分割の目的

EPC白河工場の内層回路製造事業を、当社が当面の間引き継ぎEPCへ供給するため、及び、松本工場の生産活動はEPCでの実施が可能となる、プリント配線板事業の生産効率化を図るべく、当社がエルナー松本株式会社の株式を承継後、エルナー松本工場閉鎖を行うためです。

## (3) 当該吸収分割の方法、吸収分割会社となる会社に割り当てられる吸収分割承継会社となる会社の株式の数及びその他の吸収分割契約の内容

## 吸収分割の方法

本会社分割 は、当社を承継会社とし、EPCを分割会社とする吸収分割であります。

吸収分割会社となる会社に割り当てられる吸収分割承継会社となる会社の株式の数

本会社分割 に際し、株式割当その他の対価の交付は行いません。

## その他の吸収分割契約の内容

## ア．承継会社が承継する権利義務

当社は効力発生日において、EPC白河工場が運営するプリント配線板製造における内層回路製造事業並びにエルナー松本株式会社の株式および貸付金を、吸収分割契約書において定める範囲において承継いたします。

## イ．吸収分割の日程

吸収分割契約承認取締役会決議(当社及びEPC)	平成30年2月22日
吸収分割契約締結日	平成30年2月22日
効力発生日	平成30年4月2日(予定)

## (4) 吸収分割に係る割当ての内容の算定根拠

該当事項はありません。

## (5) 当該吸収分割の後の吸収分割承継会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	エルナー株式会社
本店の所在地	神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目8番11号
代表者の氏名	山崎 真哉
資本金の額	4,011百万円(平成29年12月31日現在)
純資産の額	585百万円(平成29年12月31日現在)
総資産の額	21,030百万円(平成29年12月31日現在)
事業の内容	電子部品の製造・販売

## 3．特定子会社の異動

## (1) 当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金及び事業の内容

名称	エルナープリントドサーキット株式会社
住所	滋賀県長浜市田町30番地
代表者の氏名	南 洋一郎
資本金	50百万円(平成29年12月31日現在)
事業の内容	電子部品の製造・販売

## (2) 当該異動の前後における当社の所有に係る当核特定子会社の議決権の数及び当核特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数

異動前 1,200個

異動後 1,200個

当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

異動前 100%

異動後 30%

## (3) 当該異動の理由及びその年月日

異動の理由

EPCが、GBMを引受先とする本子会社第三者割当増資を行うことにより、EPCは当社の連結子会社ではなくなり、持分法適用関連会社となります。

異動の年月日

平成30年4月2日(予定)

## 4．本事業再構築による特別損失について

## (1) 当該事象の発生年月日

平成30年2月22日(取締役会決議日)

## (2) 当該事象の内容

本組織再編及びエルナー松本工場閉鎖に伴い、当社の平成29年12月期において、特別損失に事業再編損失の計上を行います。

エルナー松本株式会社の松本工場は、当社プリント回路事業の生産拠点として安定した業績を維持してまいりましたが、近年の価格競争の激化や原材料価格の上昇に伴うプリント回路事業の採算悪化が顕著になっております。当該工場は、プリント配線板製造工程の一部の工程のみを行っていることから、グループ内の組織再編を実施するなかで、当該工場の製造工程をEPCで行うことが可能であることから、当該工場を閉鎖いたします。その後、当該会社を清算する予定です。

## (3) 当該事象の損益に与える影響額

2017年12月期決算において、本組織再編及びエルナー松本工場閉鎖による特別損失の事業再編損失として連結決算で1,188百万円、個別決算で1,014百万円計上いたします。

以上

#### 4 最近の業績の概要

平成30年2月9日開催の取締役会において承認された後に、平成30年2月22日に修正された平成29年1月1日から平成29年12月31日までの連結会計年度に係る連結財務諸表は以下のとおりであります。

なお、金融商品取引法に基づく監査法人の監査は終了しておりませんので、監査証明書は受領しておりません。  
金額については千円未満を切り捨てて表示しております。



## 連結財務諸表及び主な注記

## (1) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成28年12月31日)	当連結会計年度 (平成29年12月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	1,702	2,346
受取手形及び売掛金	8,044	4,829
商品及び製品	2,346	2,305
仕掛品	1,704	1,820
原材料及び貯蔵品	1,800	2,072
繰延税金資産	28	30
その他	367	463
貸倒引当金	9	8
流動資産合計	15,985	13,861
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	9,700	9,829
減価償却累計額	6,561	6,909
建物及び構築物(純額)	3,139	2,919
機械装置及び運搬具	18,574	19,446
減価償却累計額	16,284	17,344
機械装置及び運搬具(純額)	2,290	2,102
工具、器具及び備品	2,920	3,135
減価償却累計額	2,371	2,554
工具、器具及び備品(純額)	549	580
土地	2,171	2,176
リース資産	1,197	822
減価償却累計額	661	364
リース資産(純額)	535	457
建設仮勘定	148	142
有形固定資産合計	8,834	8,379
無形固定資産		
借地権	86	89
施設利用権	12	12
その他	37	28
無形固定資産合計	135	129
投資その他の資産		
投資有価証券	83	101
長期貸付金	8	5
長期未収入金	78	76
繰延税金資産	153	37
その他	103	141
投資その他の資産合計	427	363
固定資産合計	9,396	8,873
資産合計	25,382	22,734

	前連結会計年度 (平成28年12月31日)	当連結会計年度 (平成29年12月31日)
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
支払手形及び買掛金	5,290	4,893
短期借入金	4,936	4,573
1年内返済予定の長期借入金	518	299
リース債務	91	86
未払法人税等	178	120
製品補償引当金	30	21
事業再編損失引当金		1,090
設備関係支払手形	80	40
その他	1,330	1,016
流動負債合計	12,457	12,140
<b>固定負債</b>		
長期借入金	9,847	9,548
リース債務	354	280
繰延税金負債	87	38
再評価に係る繰延税金負債	133	133
退職給付に係る負債	839	845
その他	871	655
固定負債合計	12,133	11,500
負債合計	24,590	23,641
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>		
資本金	3,511	4,011
資本剰余金	498	998
利益剰余金	3,569	5,980
自己株式	4	4
株主資本合計	435	974
<b>その他の包括利益累計額</b>		
その他有価証券評価差額金	8	21
繰延ヘッジ損益	3	1
土地再評価差額金	310	310
為替換算調整勘定	0	295
退職給付に係る調整累計額	16	9
その他の包括利益累計額合計	333	45
新株予約権	23	23
純資産合計	791	906
負債純資産合計	25,382	22,734

## (2) 連結損益計算書及び連結包括利益計算書

## 連結損益計算書

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)
売上高	28,542	27,075
売上原価	24,834	23,726
売上総利益	3,708	3,348
販売費及び一般管理費	2,918	2,998
営業利益	790	350
営業外収益		
受取利息	4	4
為替差益	62	133
その他	12	12
営業外収益合計	80	150
営業外費用		
支払利息	737	639
支払手数料	231	266
その他	187	241
営業外費用合計	1,156	1,147
経常損失( )	285	645
特別利益		
固定資産処分益	7	1
退職給付制度改定益	261	
独占禁止法関連損失戻入額		19
特別利益合計	269	21
特別損失		
固定資産処分損	26	1
事業再編損失		1,188
独占禁止法関連損失	938	399
特別損失合計	964	1,588
税金等調整前当期純損失( )	981	2,212
法人税、住民税及び事業税	191	139
法人税等調整額	27	58
法人税等合計	164	197
当期純損失( )	1,145	2,410
親会社株主に帰属する当期純損失( )	1,145	2,410

## 連結包括利益計算書

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)
当期純損失( )	1,145	2,410
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	7	12
繰延ヘッジ損益	3	1
土地再評価差額金	8	
為替換算調整勘定	224	295
退職給付に係る調整額	11	6
その他の包括利益合計	234	287
包括利益	911	2,698
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	911	2,698
非支配株主に係る包括利益		

## (3) 連結株主資本等変動計算書

前連結会計年度(自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	3,511	498	2,424	4	1,581
当期変動額					
新株の発行					
親会社株主に帰属する当期純損失( )			1,145		1,145
自己株式の取得				0	0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計			1,145	0	1,145
当期末残高	3,511	498	3,569	4	435

	その他の包括利益累計額						新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	16		301	223	4	98	23	1,703
当期変動額								
新株の発行								
親会社株主に帰属する当期純損失( )								1,145
自己株式の取得								0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	7	3	8	224	11	234		234
当期変動額合計	7	3	8	224	11	234		911
当期末残高	8	3	310	0	16	333	23	791

当連結会計年度(自 平成29年 1月 1日 至 平成29年12月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	3,511	498	3,569	4	435
当期変動額					
新株の発行	499	499			999
親会社株主に帰属する当期純損失( )			2,410		2,410
自己株式の取得				0	0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	499	499	2,410	0	1,410
当期末残高	4,011	998	5,980	4	974

	その他の包括利益累計額						新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	8	3	310	0	16	333	23	791
当期変動額								
新株の発行								999
親会社株主に帰属する当期純損失( )								2,410
自己株式の取得								0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	12	1		295	6	287		287
当期変動額合計	12	1		295	6	287		1,698
当期末残高	21	1	310	295	9	45	23	906

## (4) 連結キャッシュ・フロー計算書

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純損失( )	981	2,212
減価償却費	1,371	1,210
減損損失		83
貸倒引当金の増減額( は減少)	1	0
製品補償引当金の増減額( は減少)	31	10
事業再編損失引当金の増減額( は減少)		1,090
退職給付に係る負債の増減額( は減少)	437	0
受取利息及び受取配当金	5	5
支払利息	737	639
為替差損益( は益)	66	325
固定資産除売却損益( は益)	18	0
独占禁止法関連損失	938	399
売上債権の増減額( は増加)	2,405	3,392
たな卸資産の増減額( は増加)	433	197
仕入債務の増減額( は減少)	116	455
その他	244	238
小計	1,107	3,367
利息及び配当金の受取額	5	5
利息の支払額	718	766
独占禁止法関連損失の支払額	612	445
法人税等の支払額	163	197
営業活動によるキャッシュ・フロー	2,595	1,964
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出		99
定期預金の払戻による収入		60
投資有価証券の取得による支出	1	
固定資産の取得による支出	890	692
固定資産の売却による収入	2	5
その他	26	27
投資活動によるキャッシュ・フロー	915	754
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額( は減少)	838	407
長期借入れによる収入	9,998	
長期借入金の返済による支出	7,386	518
株式の発行による収入		999
リース債務の返済による支出	193	93
セールアンド割賦バック取引による支出	58	59
その他	0	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,519	79
現金及び現金同等物に係る換算差額	853	524
現金及び現金同等物の増減額( は減少)	1,137	605
現金及び現金同等物の期首残高	2,389	1,252
現金及び現金同等物の期末残高	1,252	1,857

(5) 連結財務諸表に関する注記事項

(継続企業の前提に関する注記)

当社は、当連結会計年度において、連結営業利益、連結経常利益、連結純資産の金額が一定の水準を下回ったことにより、シンジケーション方式による金銭消費貸借契約における財務制限条項に抵触しております。このため、シンジケートローンに参加する全ての金融機関に対して、収益改善計画を提示し、全参加行より平成30年2月21日に「期限の利益喪失の権利行使」をしない旨の同意を得ました。しかしながら、本日公表の「プリント配線板の合併事業化を目的としたグループ内の組織再編(子会社との吸収分割)及び連結子会社の異動を伴う子会社による第三者割当増資」による事業再編損失を修正後発事象として特別損失に計上したことから、9億6百万円の債務超過となっております。このことから、企業継続の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

当社は、当該状況を早期に解消すべく、資本改善対策並びに金融機関からの支援のためのプリント配線板の事業再編を含む諸施策の説明及び実施を進めておりますが、現時点においては、重要な不確実性が認められます。

なお、連結財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を連結財務諸表には反映しておりません。

(追加情報)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当連結会計年度から適用しております。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、製品別の事業部門を置き、各事業部門は、取り扱う製品について国内及び海外の包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

従って、当社は事業部門を基礎とした製品別のセグメントから構成されており、「コンデンサ」、「プリント回路」及び「その他」の3つを報告セグメントとしております。

「コンデンサ」では、主にアルミ電解コンデンサ、電気二重層コンデンサの製造販売、「プリント回路」では、主にビルトアッププリント配線板、多層プリント配線板、両面プリント配線板の製造販売、「その他」では、太陽光発電による売電事業を行っております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、連結財務諸表作成において採用している会計処理の方法と同一であります。



## 3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度(自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント			計	調整額 (注)1	連結財務諸表 計上額 (注)2
	コンデンサ	プリント回路	その他			
売上高						
外部顧客への売上高	12,339	16,105	97	28,542		28,542
セグメント間の内部売上高 又は振替高						
計	12,339	16,105	97	28,542		28,542
セグメント利益又は 損失( )	1,260	513	42	790		790
セグメント資産	9,319	16,036	476	25,832	450	25,382
その他の項目						
減価償却費	536	787	48	1,371		1,371
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	427	441		869		869

(注) 1. 調整額は、以下の通りであります。

セグメント資産の調整額 450百万円は、セグメント間取引消去 1,276百万円、各報告セグメントに配分していない全社資産826百万円であります。全社資産の主なものは、親会社での余資運用資金(現金及び預金)の資産であります。

2. セグメント利益又は損失( )は、連結損益計算書の営業利益と一致しております。

当連結会計年度(自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント			計	調整額 (注)1	連結財務諸表 計上額 (注)2
	コンデンサ	プリント回路	その他			
売上高						
外部顧客への売上高	13,077	13,902	95	27,075		27,075
セグメント間の内部売上高 又は振替高						
計	13,077	13,902	95	27,075		27,075
セグメント利益又は 損失( )	1,221	911	40	350		350
セグメント資産	9,231	11,987	418	21,636	1,097	22,734
その他の項目						
減価償却費	537	625	48	1,210		1,210
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	402	193		596		596

(注) 1. 調整額は、以下の通りであります。

セグメント資産の調整額1,097百万円は、セグメント間取引消去 297百万円、各報告セグメントに配分していない全社資産1,395百万円であります。全社資産の主なものは、親会社での余資運用資金(現金及び預金)の資産であります。

2. セグメント利益又は損失( )は、連結損益計算書の営業利益と一致しております。

## 〔関連情報〕

前連結会計年度(自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)

## 1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

## 2. 地域ごとの情報

## (1) 売上高

(単位：百万円)

日本	中国	アジア(中国除く)	欧州	その他	合計
13,752	3,349	4,319	4,934	2,186	28,542

(注) 1. 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

2. 「中国」の区分は、香港を含んでおります。

## (2) 有形固定資産

(単位：百万円)

日本	マレーシア	タイ	その他	合計
5,183	2,555	1,087	6	8,834

## 3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：百万円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連する主要なセグメント名
三菱電機株式会社	3,919	プリント回路

当連結会計年度(自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)

## 1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

## 2. 地域ごとの情報

## (1) 売上高

(単位：百万円)

日本	中国	アジア(中国除く)	欧州	その他	合計
12,450	3,593	4,262	4,610	2,158	27,075

(注) 1. 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

2. 「中国」の区分は、香港を含んでおります。

## (2) 有形固定資産

(単位：百万円)

日本	マレーシア	タイ	その他	合計
4,776	2,536	1,060	5	8,379

## 3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：百万円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連する主要なセグメント名
三菱電機株式会社	3,778	プリント回路

## 〔報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報〕

前連結会計年度(自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント				調整額	合計
	コンデンサ	プリント回路	その他	計		
減損損失	-	83	-	83	-	83

減損損失は、事業再編損失に含めて表示しております。

## 〔報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報〕

前連結会計年度(自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)

該当事項はありません。

## 〔報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報〕

前連結会計年度(自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)

該当事項はありません。

## (1株当たり情報)

項目	前連結会計年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)
1株当たり純資産額	13円58銭	13円82銭
1株当たり当期純損失( )	20円23銭	37円69銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		

(注) 1. 前連結会計年度及び当連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在するものの、1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。

## 2. 算定上の基礎

## (1) 1株当たり純資産額

項目	前連結会計年度 (平成28年12月31日)	当連結会計年度 (平成29年12月31日)
純資産の部の合計額	791百万円	906百万円
純資産の部の合計額から控除する金額	23百万円	23百万円
(うち新株予約権)	(23百万円)	(23百万円)
普通株式に係る期末の純資産額	768百万円	929百万円
普通株式の発行済株式数	56,641,458株	67,279,458株
普通株式の自己株式数	25,208株	26,077株
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数	56,616,250株	67,253,381株

## (2) 1株当たり当期純損失

項目	前連結会計年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)
1株当たり当期純損失( )		
親会社株主に帰属する当期純損失( )	1,145百万円	2,410百万円
普通株主に帰属しない金額		
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純損失( )	1,145百万円	2,410百万円
普通株式の期中平均株式数	56,617,024株	63,960,119株

## (重要な後発事象)

## 1. プリント回路事業における連結子会社の増資

当社は、平成30年2月22日開催の取締役会において、当社の連結子会社であるエルナープリントドサーキット(株)がGLOBAL BRANDS MANUFACTURE LIMITEDを引受先とする第三者割当増資を行うことを決議しました。これにより、当社の出資比率は100%から30%となり、エルナープリントドサーキット(株)は当社の連結子会社から持分法適用関連会社となります。

## (1) 第三者割当増資の目的

プリント回路事業の合併事業化

## (2) 連結子会社の概要

名称：エルナープリントドサーキット(株)

住所：滋賀県長浜市

資本金：50百万円

出資比率：当社100%

## (3) 第三者割当増資の概要

発行する株式の種類及び数：普通株式2,800株

発行価格の総額：3,500百万円

払込期日：平成30年4月2日(予定)

募集等の方法：GLOBAL BRANDS MANUFACTURE LIMITEDを割当先とする第三者割当増資

## 2. プリント回路事業における会社分割

当社は、平成30年2月22日開催の取締役会において、1.のプリント回路事業の合併事業化を図る目的のため、合併事業の対象となる事業をエルナープリントドサーキット(株)に集約する以下の会社分割を決議しました。

会社分割の概要は以下のとおりです。

## (1) 子会社であるエルナープリントドサーキット(株)の会社分割

対象となった事業の内容：エルナープリントドサーキット(株)の白河工場が運営するプリント回路製造における内層回路製造事業及びエルナー松本(株)の株式及び貸付金

企業結合日：平成30年4月2日(予定)

企業結合の法的形式：エルナープリントドサーキット(株)を分割会社とし、当社を承継会社とする吸収分割

## (2) 当社のプリント回路事業の会社分割

対象となった事業の内容：当社のプリント配線板の販売に関する事業及び関連する不動産の保有・管理

企業結合日：平成30年4月2日(予定)

企業結合の法的形式：当社を分割会社とし、エルナープリントドサーキット(株)を承継会社とする吸収分割

## (3) 実施する会計処理の概要

上記(1)及び(2)の会社分割を「企業結合に関する会計基準」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」に基づき、共通支配下の取引として処理します。

**第四部 【組込情報】**

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第81期)	自 平成28年 1月 1 日 至 平成28年12月31日	平成29年 3月30日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第82期第 3 四半期)	自 平成29年 7月 1 日 至 平成29年 9月30日	平成29年11月13日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A 4 - 1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

**第五部 【提出会社の保証会社等の情報】**

該当事項はありません。

**第六部 【特別情報】**

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成29年3月29日

エルナー株式会社  
取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 阿部純也指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 森田高弘

## &lt;財務諸表監査&gt;

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているエルナー株式会社の平成28年1月1日から平成28年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

## 連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、エルナー株式会社及び連結子会社の平成28年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、エルナー株式会社の平成28年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

#### 内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、エルナー株式会社が平成28年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- ( ) 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成29年3月29日

エルナー株式会社  
取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 阿部純也指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 森田高弘

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているエルナー株式会社の平成28年1月1日から平成28年12月31日までの第81期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、エルナー株式会社の平成28年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- ( ) 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。



## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成29年11月13日

エルナー株式会社  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 山 岸 聡 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 大 野 祐 平 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているエルナー株式会社の平成29年1月1日から平成29年12月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成29年7月1日から平成29年9月30日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成29年1月1日から平成29年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、エルナー株式会社及び連結子会社の平成29年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。  
2 XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。